

特集 《地方自治体の知財への取り組み》

# 福島県の知財への取り組み

## 福島県商工労働部産業創出グループ

### 1 はじめに

本県は、東京から概ね 200km 圏に位置し、雇用創出効果の高い企業誘致の推進と産業の集積を図っております。特に、地域産業の振興については、知事による県内外への企業訪問や卸売市場、アンテナショップなどでの販売促進等を精力的に行っておりますが、中でも産業集積については、県内に関連産業が多い医療福祉機器、半導体、輸送用機械の分野において、「ふくしま型産業クラスター」の形成に向けて、新技術開発や取引拡大等の連携強化を推進しています。

また、平成 17 年 2 月に「知的財産を経営戦略の核とした企業の創出」を基本目標とした、「うつくしま、ふくしま知的財産戦略」を策定し、多様で活力ある産業の発展を図るため、「知的財産を尊重する風土づくり」と「ふくしま発知的財産の創造と活用の促進」を基本方針として、知的創造サイクルの確立に向け、具体策に取り組んでおります。

### 2 推進策の策定・運用状況及び成果

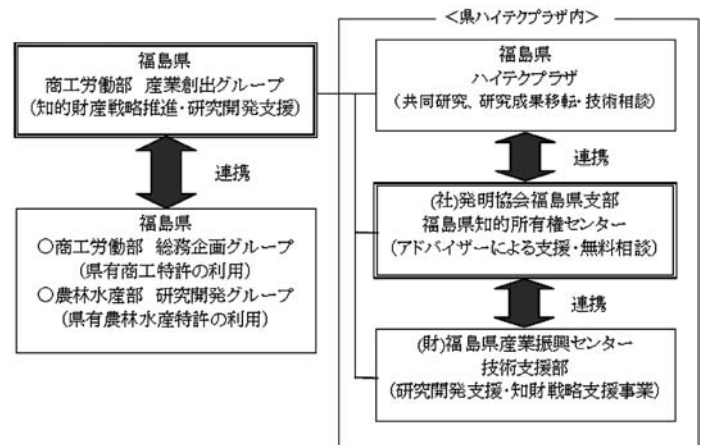
#### (1) 知的財産戦略セミナーの実施

平成 17 年 7 月 6 日、日本弁理士会と県との間で、「知的財産の活用による産業振興施策への支援に関する協定」を締結し、日本弁理士会との連携の下、平成 17 年度から知的財産に関するセミナーを実施しております。

平成 17 年度は県内 2ヶ所で、平成 18 年度においても、県内 2ヶ所で実務講座を実施しました。特許や商標などについての基礎を学び、知的財産の権利取得とその活用についての人材を育成するため、初心者向けの体系的な実務講座を実施しました。

本年度は、県内 3ヶ所において、「研究開発における特許情報の活用方法」等の講習会及び「特許情報検索会」を開催し、実際に「特許電子図書館」による検索までの内容で実施しました。

### ～福島県における相談支援体制～



#### (2) 産学官の連携による新産業創出

本県では、新産業の創出や新技術の開発を促進するため、「ふくしま型産業クラスター」の形成に向けて、積極的に取り組んでおります。

特に医療福祉機器産業におきましては、医療用器械器具の部分品・取付具、付属品分野においての製造品等出荷額（国内 13.1%，シェア 2 位）が、大きな全国シェアを占めるとともに、世界一の内視鏡製造工場が立地しているなど、医療福祉機器産業について大きなポテンシャルを有していることから、平成 14 年度より会津大学、県立医科大学、日本大学工学部、県ハイテクプラザ、各企業などの産学官連携により、医療福祉機器の共同研究開発をはじめ、事業化支援、産学官連携ネットワークの構築に向け福島県知的クラスター形成事業を実施し、これまでに製品化 13 件、特許出願 48 件、新事業進出企業 14 社（平成 19 年 4 月現在）の成果を出しております。

平成 17 年度からは、「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」を開始し、企業が医療福祉機器分野に参入しやすいよう、カテーテル、内視鏡等の研究開発をはじめ、事業化までの各ステージごとに、一体的な支援を実施しております。

また、半導体関連産業においても、県内に材料から

生産部材，デバイス生産及びユーザーまで，幅広い企業が集積しており，今後も世界的に大きく成長する市場と見込まれることから，平成19年3月28日に「福島県半導体関連産業協議会（参加98団体）」を設立し，同協議会を中心に，研究会や取引拡大，人材育成等の事業を展開しております。

今後は，県内における産業界，大学，行政等により平成18年度に設立した「福島県産学官連携推進会議」を中心として，IT分野，環境分野，食品分野，新製造技術分野においてもクラスターの形成を目指し，大学等と連携してこれらの分野で新たな研究開発を行う企業や産学官連携による研究会等を支援してまいりたいと考えております。

### 3 推進策の運用に当たり発生した検討課題およびそれを解決するための方策

平成18年度に知的財産戦略セミナーにおいて実施したアンケート調査では，受講者の約34%の方が，知的財産業務歴が1年未満となっており，一方で，製造業の方が31%と約3分の1程度にとどまっておりました。知的創造サイクルの確立に向けて，「創造」の核となる製造業の方々へ，知的財産について，更なる普及啓発活動が必要であることを表す結果となりました。

また，本県の特許出願件数について，平成13年度をピークに6割近くまで減少しております。全国的にも減少傾向は同様ですが，今後とも研究成果・技術開発を着実に特許等に結びつけ，知的財産を保護・活用する仕組みづくりを支援してまいりたいと考えております。

特に，県知的所有権センターに設置している「特許情報活用支援アドバイザー」，「特許流通アドバイザー」との連携はこれまで以上に求められておりますが，各アドバイザーの企業訪問数は，いずれも平成18年度は前年度を上回っており，こうした訪問活動を通じ，知的財産を活用した中小企業支援を積極的に行なってまいりたいと考えております。

### 4 新たな試み

付加価値の高い製品を創出し，地域経済の振興を図

るためには，地域特性を活かした高品質で独自性のある製品開発等を行い，その品質や特性をアピールしながら地域ブランドとして育成していくことが重要であることから，「ふくしま産品振興基本方針」（平成17年1月策定）に基づき，福島県産品及びふるさと産品の中から，福島県の「誇り」ともいふべき，選りすぐりの産品を選定・認証し，全国・世界に向けた戦略的な売り込みを行う，新しい「福島県ブランド認証制度」を展開しています。

平成18年度におきましては，福島県ブランドマーク及びキャッチコピーを決定し，県ブランド認証制度の第1号ブランド認証産品として，日本酒7銘柄（7歳元）を認証いたしました。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

（事務担当：県産品振興グループ）

→<http://www.pref.fukushima.jp/industry/local/brand/brandsake.html>



### 5 その他

平成19年度をもって，平成17年2月に策定した「うつくしま，ふくしま知的財産戦略」の重点期間が終了することから，過去3年間の実施状況等を検証し，市場競争に耐える研究開発能力を備えた企業等の育成と支援のため，今後とも質の高い知的財産を生み出し，本県の新たな産業を創出していく知的創造サイクルの確立を目指した施策を展開してまいりたいと考えております。

#### お問い合わせ先

福島県商工労働部産業創出グループ

TEL：（直通）024-521-7283（県庁内線2939）

E-mail：business@pref.fukushima.jp

URL：http://www.pref.fukushima.jp/industry/